

千葉市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

千葉市長 神谷俊一

千葉市規則第64号

千葉市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則

千葉市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧に関する規則（平成11年千葉市規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(閲覧期間等) 第2条 [略] 2 閲覧は、市長が指定する場所で、前項の閲覧期間のうち千葉市の休日定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から 午後5時15分 までの間に行わなければならない。 3 [略]	(閲覧期間等) 第2条 [略] 2 閲覧は、市長が指定する場所で、前項の閲覧期間のうち千葉市の休日定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から 午後5時 までの間に行わなければならない。 3 [略]

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。